

--	--	--	--

資本的支出と修繕費の区分

日時 2022年1月12日(水) 10:00~17:00 (6H)

会場 東京・代々木・本会内セミナー室 (右図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1891(直)

講師 公認会計士・不動産鑑定士 つちや はるゆき
中小企業診断士・税理士 土屋 晴行氏

対象 固定資産管理担当者、経理及び財務担当者
施設部門、経営管理部門の方など



主催 一般社団法人 日本経営協会

開催にあたって

法人がその有する固定資産の修繕、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになる金額は修繕費として処理せず、資本的支出となるとされていますが、税法上さまざまな制約があり、会計処理も複雑なものがあります。

そこで本セミナーでは、「実例」をもとに「事実関係の確認」「経理処理の検討」「関係法令の解説」の順に講義をすすめていきます。他業種の事例は関係が無いと思われるがちですが、資産区分には業種を越えた原則が働いています。他社の事例の積み上げが、総合的・体系的理解につながり、処理能力、応用力の向上、さらには節税効果にも大きな差が出ます。

■参加料(1名様)

- ◇ 日本経営協会会員(1名): 33,000円(税込)
- ◇ 一般(1名): 40,700円(税込)

■申込・支払方法

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。不着の場合は必ず電話にて確認ください。参加料のお振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までにお願います。

- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
- 教材は原則として当日会場にてお渡しします。
- 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込みの場合は、全額返金させていただきます。
- 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■WEBお申込みの流れ

- ① 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- ② 「セミナー/講座」を選択
- ③ 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- ④ ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナー名をクリック。
- ⑤ ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- ⑥ お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

お申込み・お問合せ先 一般社団法人 日本経営協会
企画研修グループ ●担当: 緒方
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL (03) 3403-1891(直) FAX (03) 3403-1130
E-mail: tms@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX (03) 3403-1130

事務局 使用欄 No. _____ 年 月 日

参加申込書		資本的支出と修繕費の区分		17361	2022.1/12 10:00開講 NOMA
企業(団体)名	フリガナ	TEL		<input type="checkbox"/> 会 員 <input type="checkbox"/> 一 般 (該当にレ印をつけて下さい)	
所在地	〒	FAX		業 種	
参加者氏名		所属・役職		従業員数	名
フリガナ				e-mail:	
フリガナ				e-mail:	
フリガナ				e-mail:	
請求書・参加券送付先	フリガナ	所属・役職		メール アドレス	e-mail:
<p>参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—□不要 ※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。</p>					

プログラム内容

オリエンテーション

- ・資本的支出と修繕費は何で判断するか？

1. 少額の減価償却資産の損金算入

- (1)少額の減価償却資産の取得価格の判定
(応接セット、ネオンサイン、カーテン、書類棚、他)
 - (2)窓ガラスに貼った遮光フィルム
 - (3)製品供給装置の補助パーツ
 - (4)使用可能期間が1年未満の仮設コンベア
- 等

2. 減価償却資産の取得価額

- (1)工事原価に含める費用
 - (2)新工場建設に係る兼任者の人件費
 - (3)新工場建設に係る費用
 - (4)新規取得建物の資産計上と経費処理の範囲
 - (5)新規設備設置のための仮設足場
 - (6)工事のための仮設事務所
- 等

3. 資本的支出と修繕費の実質基準

- (1)資本的支出と修繕費の実質的判定
 - (2)外壁の塗装
 - (3)オーバーホールと使用可能期間の延長
 - (4)屋根を瓦からスレートに変更
 - (5)社宅の改装工事
 - (6)施工時期が異なるウォッシュレット取付工事
 - (7)ボイラー用ノズルの交換
 - (8)機能アップした低価額品
 - (9)木製の雨戸をアルミ製に取替え
 - (10)リース車輛に取り付けた排気ガス対策装置
- 等

4. 資本的支出と修繕費の区分が明らかなもの

- (1)レイアウト変更による空調機の移設
 - (2)生産設備の移設
 - (3)工場建て替えにともなう機械の移設
 - (4)事務所内の一室の用途変更
 - (5)寮から社宅への用途変更
- 等

5. 資本的支出と修繕費の社内取扱基準

- (1)社内取扱基準の作り方
- 等

6. 資本的支出と修繕費の形式基準

- (1)定期的に改装する店舗の費用
 - (2)ヘリコプターの定期点検
 - (3)オーバーホールの費用
 - (4)社宅の改造費
 - (5)社宅給水管の新規取付け
 - (6)賃借建物の全面的な屋根の葺替え
 - (7)賃借店舗の外壁面の補修
 - (8)ショールームの定期的な改装工事
 - (9)スチール製シャッターから高速シートシャッターへの変更
 - (10)物流センターの改修工事
 - (11)使用期間も金額も違う交換部品
- 等

7. 除却

- (1)タンクの計装機器の取替え
 - (2)機械装置の有姿除却
 - (3)有姿除却のスクラップ価額の見積り
 - (4)除却額が不明な資産の処理
 - (5)建物付属設備の電気設備の資産単位
 - (6)有姿除却した資産の再利用
- 等

8. 質疑応答

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

公認会計士・不動産鑑定士・中小企業診断士・税理士 つちや はるゆき **土屋 晴行 氏**

東京大学経済学部卒業。ベテラン公認会計士・不動産鑑定士・中小企業診断士・税理士として、経営診断や経営指導に豊富な実績をもつ。また、セミナーでのわかりやすい解説は、多くのビジネスパーソンから支持されている。

中小企業基盤整備機構人材育成支援アドバイザー、松戸市土地開発公社評議員などを歴任。

<主な著書>『バランスシートの読み方練習帳』『損益計算書の読み方練習帳』『土地建物の税金Q&A』『相続贈与の税金Q&A』『簿記3級・これで合格』『税務調査・ここに気をつけろ』(いずれも、こう書房)『商法がわかった』(法学書院)ほか3点がある。